

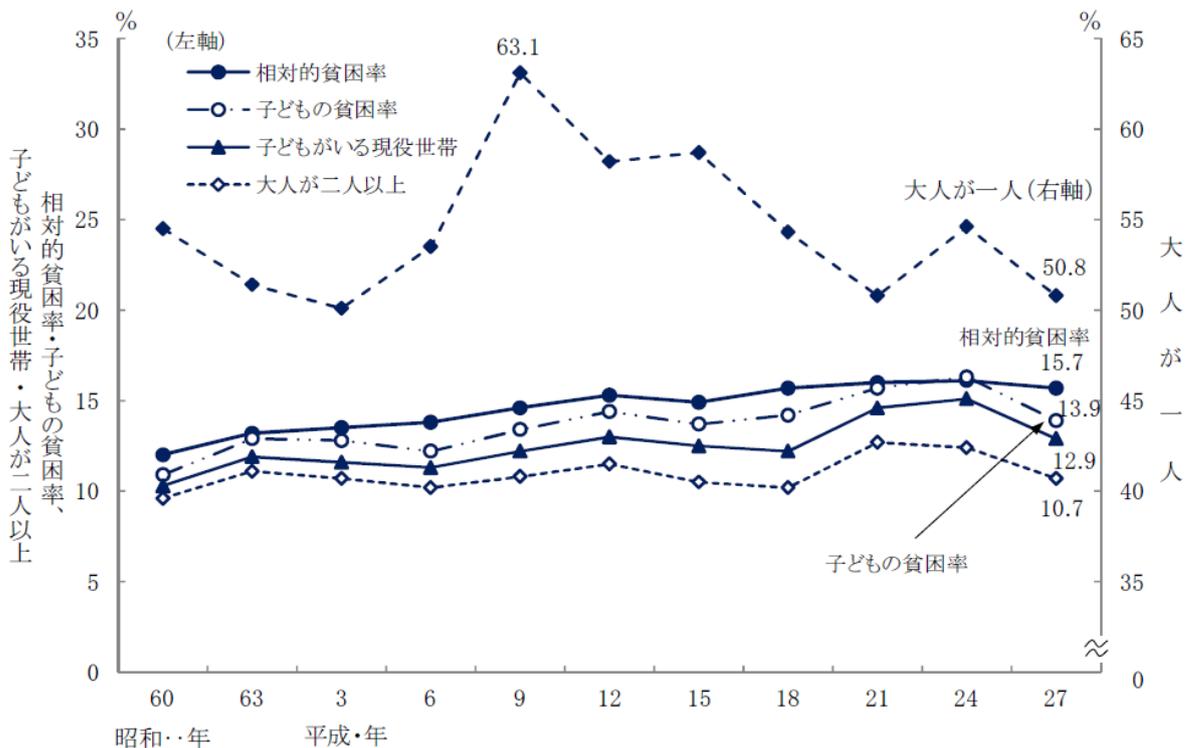
資料編

第1章 子どもの貧困の状況

1 子どもの貧困率

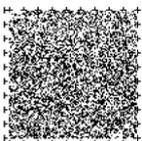
- ・平成25年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成24年時点の「子どもの貧困率」は16.3%、6人に1人が相対的貧困の状態であり過去最高。
- ・特に、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち大人が一人である世帯の貧困率は54.6%と大人が二人以上いる世帯に比べ高くなっている。
- ・平成28年の調査では、平成27年時点の「子どもの貧困率」は13.9%と2.4ポイント改善した。
- ・子どもがいる現役世帯で大人が一人である世帯の貧困率は50.8%と依然厳しい状況。

【貧困率の年次推移】



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

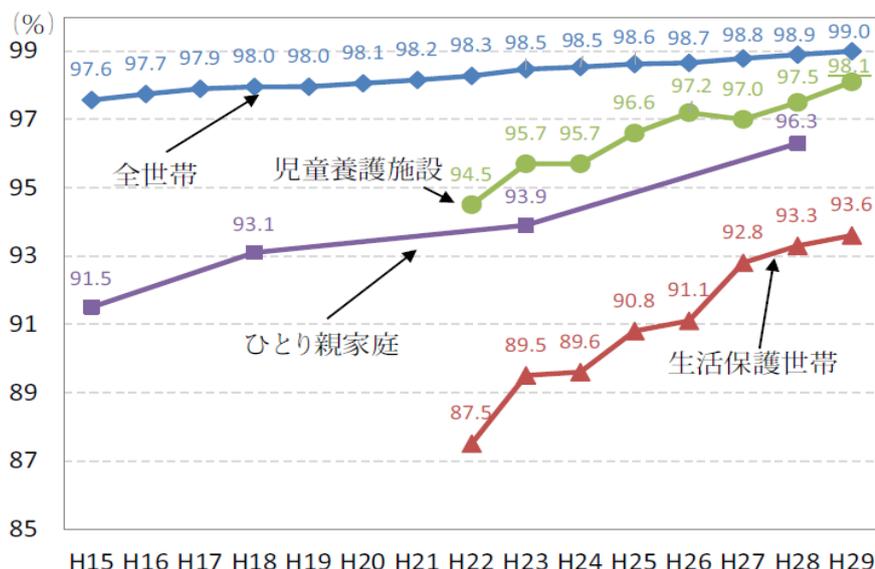
(出典：平成28年国民生活基礎調査結果)



2 子どもの高等学校等進学率・中退率

- ・生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率は、いずれも上昇しており9割を超えている。
- ・生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、下降傾向にあるものの、全世帯と比して高い水準にある。

【子どもの高等学校等進学率の年次推移】



H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29

注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 なお、平成24年度以前＝被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、
 高等学校又は高等専門学校に入学した者の占める割合
 平成25年度＝被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校、
 高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の占める割合
 平成26年度以降＝被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を含む）卒業者のうち、高等学校、
 高等専門学校、専修学校の高等課程に入学した者の占める割合

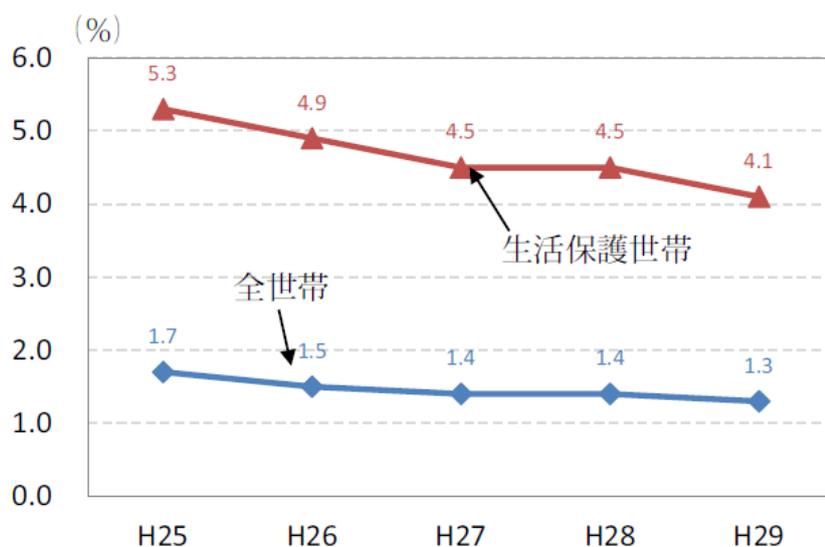
注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ

注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、
 平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

(出典：第9回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料)

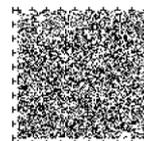
【子どもの高等学校等中退率の年次推移】



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

注2) 全世帯については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成。

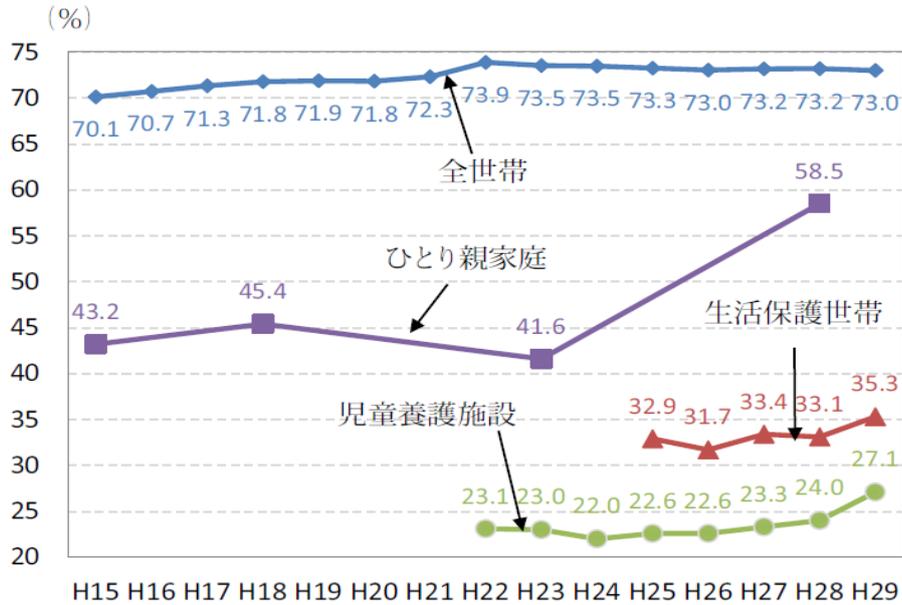
(出典：第9回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料)



3 子どもの大学等進学率

- ・生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもの大学等進学率について、全世帯と比していまだ大きな差がある。
- ・全世帯と比べて、生活保護世帯、児童養護施設は、大学・短期大学よりも専修学校・各種学校に進学する割合が高くなっている。

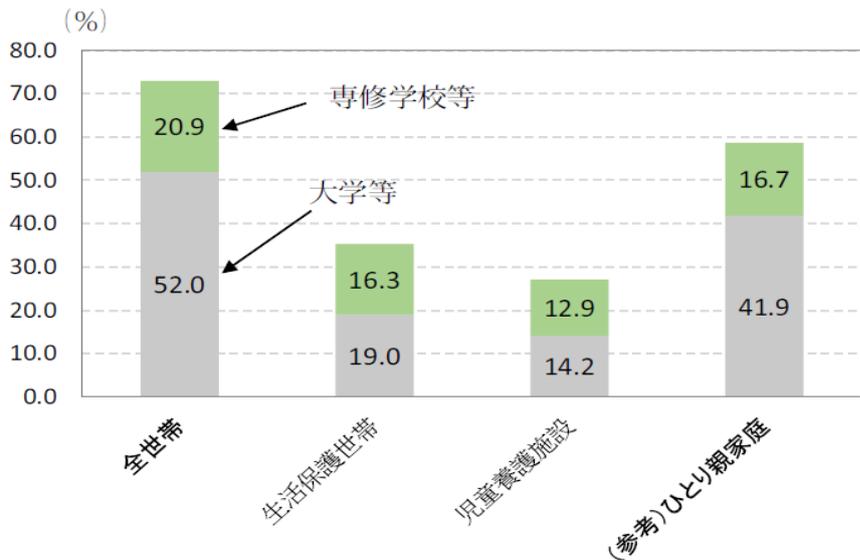
【子どもの大学等[※]進学率 ※専修学校等を含む】



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
 注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

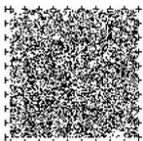
(出典：第9回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料)

【子どもの大学等進学率の内訳 (H29)】



注1) 全世帯については、文部科学省「平成29年度学校基本調査」を基に算出
 注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ (平成29年4月1日現在)
 注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ (平成29年5月1日現在)
 注4) ひとり親家庭については、厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注5) 大学等＝大学又は短期大学
 専修学校等＝専修学校又は各種学校

(出典：第9回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料)



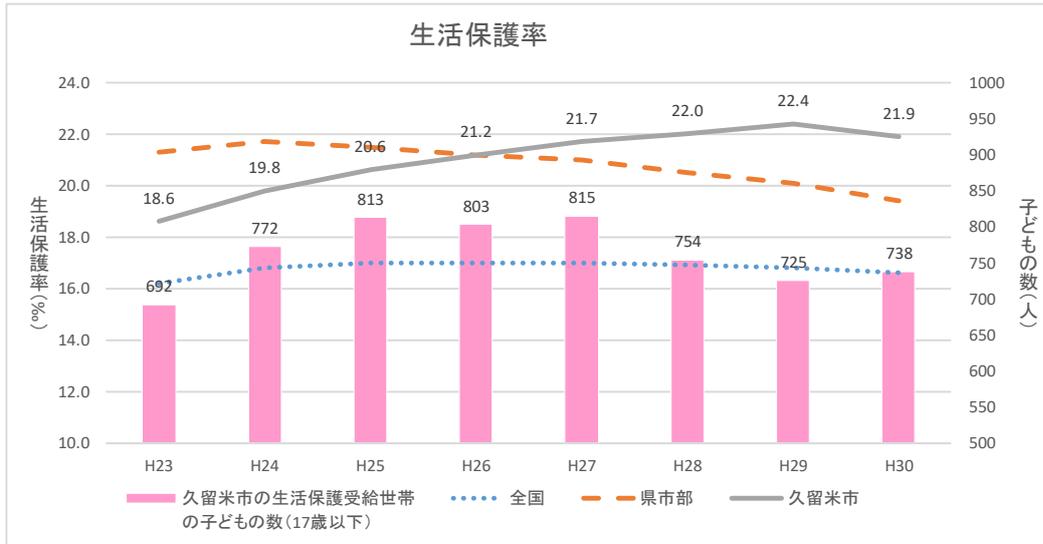
第2章 久留米市の子どもを取り巻く現状と課題

1 子どもの状況

(1) 生活保護率

(単位: %・人)

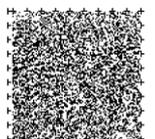
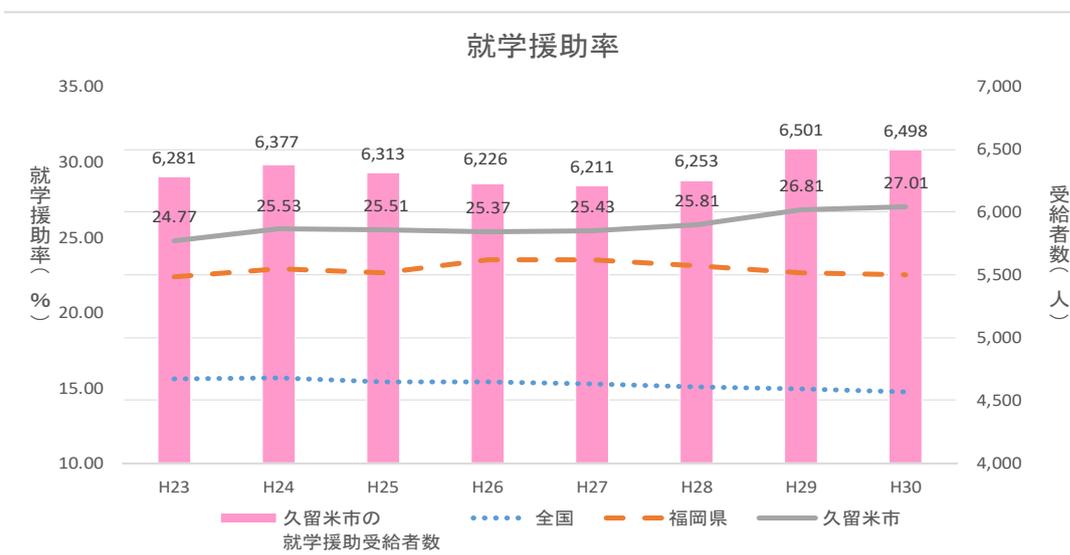
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	16.2	16.8	17.0	17.0	17.0	16.9	16.8	16.6
県市部	21.3	21.7	21.5	21.2	21.0	20.5	20.1	19.4
久留米市	18.6	19.8	20.6	21.2	21.7	22.0	22.4	21.9
久留米市の生活保護受給世帯の子ども数(17歳以下)	692	772	813	803	815	754	725	738



(2) 就学援助率

(単位: %・人)

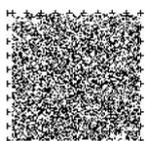
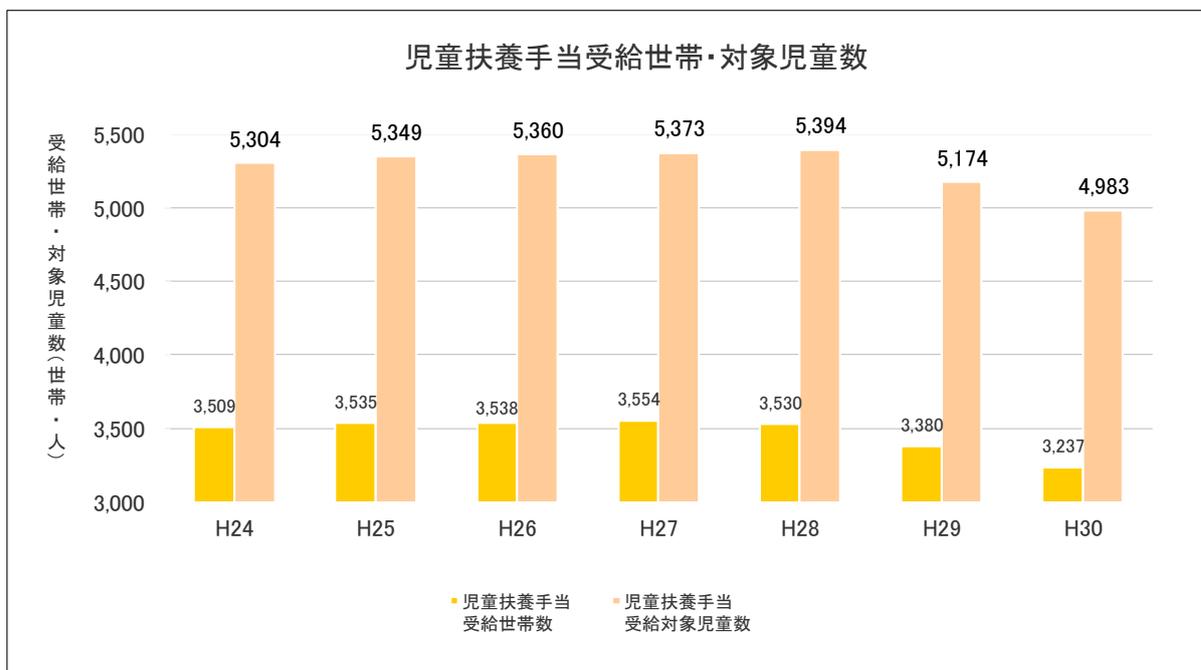
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	15.58	15.64	15.42	15.39	15.23	15.04	14.92	14.72
福岡県	22.37	22.88	22.62	23.50	23.53	23.07	22.64	22.47
久留米市	24.77	25.53	25.51	25.37	25.43	25.81	26.81	27.01
久留米市の就学援助受給者数	6,281	6,377	6,313	6,226	6,211	6,253	6,501	6,498



(3) 児童扶養手当受給世帯・対象児童数

(単位:世帯・人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童扶養手当 受給世帯数	3,509	3,535	3,538	3,554	3,530	3,380	3,237
児童扶養手当 受給対象児童数	5,304	5,349	5,360	5,373	5,394	5,174	4,983



2 各種調査結果の概要

(1) 子どもの生活実態調査（アンケート調査）結果

①調査の概要

子どもの貧困対策の推進にあたり、子どもやその保護者の生活実態を把握し、適切な支援につなげていくための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

【調査の概要と回収結果】

ア 調査対象者

- ・ 久留米市内の小学校48校に通う小学5年生の児童2,849名とその保護者
(計5,698名)
 - ・ 久留米市内の中学校21校に通う中学2年生の生徒2,492名とその保護者
(計4,984名)
- 合計10,682名

イ 調査方法 学校配布・郵送回収

ウ 調査期間 平成29年9月14日から9月29日まで

エ 回収結果

		調査対象者数（人）	回収数（人）	回収率（％）
保護者	小学校5年生	2,849	1,329	46.6
	中学校2年生	2,492	933	37.4
	不明	—	10	—
	合計	5,341	2,272	42.5
子ども	小学校5年生	2,849	1,333	46.8
	中学校2年生	2,492	934	37.5
	不明	—	5	—
	合計	5,341	2,272	42.5

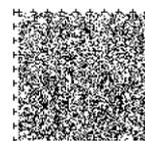
②調査結果の概要

ア 経済的困窮の実態とその影響

○生活との関係

項目	困窮層	周辺層	一般層
朝食を食べる頻度（毎日食べる）	83.2%	90.9%	93.9%
お風呂に入る頻度（毎日入る）	92.8%	94.6%	96.3%
虫歯がある（未治療）	13.5%	12.0%	6.5%

・ 経済的困窮の度合いが、子どもの家庭生活の基礎的な部分にまで影響を及ぼしている。



○学習との関係

項目	困窮層	周辺層	一般層
学校の授業時間以外の学習状況（まったくしない）	14.4%	13.3%	6.7%
家と塾で勉強する	13.2%	17.8%	30.9%
学校の授業時間以外の読書時間（まったくしない）	38.3%	30.8%	28.3%
学校の授業の理解度（よくわかる）	19.8%	22.4%	34.4%

・経済的困窮の度合いが子どもの勉強時間や読書時間を規定し、結果として子どもの授業の理解度も規定している。

○子どもの体験との関係

項目	困窮層	周辺層	一般層
経済的な理由で子どもを学習塾やスポーツなどの習い事に通わせることができなかった	67.6%	26.2%	6.4%
子どもを学校や地域のクラブ活動に参加させることができなかった	18.2%	3.9%	0.2%
子どものための本が買えなかった	24.7%	4.5%	0.1%

・経済的困窮の度合いが子どもの習い事やクラブ活動、家庭での読書など様々な体験機会を規定している。

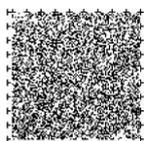
○子どもの意欲や自己肯定感

項目	困窮層	周辺層	一般層
最終進学先として大学を考えている子ども	28.1%	33.5%	46.4%
子どもの希望最終学歴（保護者）	41.2%	38.6%	58.0%
希望通り進学できると思わない保護者	42.0%	25.3%	15.1%
希望通りに進学できない理由（経済的に余裕がないから）	81.0%	43.8%	17.7%
自分自身について（自分に自信がある子ども）	46.7%	56.8%	63.6%

・家庭の経済力が保護者と子どもの意欲も左右している状況がみられる。

○社会的つながりとの関係

項目	困窮層	周辺層	一般層
保護者の相談者（適当な相談相手がない）	15.3%	9.6%	3.4%
相談しない保護者（しなかった）	22.9%	18.7%	11.0%



放課後ひとりで過ごす子ども	19.2%	14.8%	14.7%
ゲーム機やスマートフォンの使用時間が3時間以上の子ども	25.1%	13.3%	10.7%

- ・経済的困窮の度合いが高いほど困っていることを抱えている人は多いにもかかわらず、それを相談できる相手が少ない。
- ・経済的困窮の度合いが高いほど、子どものみで過ごす時間が長くなっている可能性がある。

○家族との関係

- ・経済的困窮、社会的困窮を抱える保護者は、自身が育ってきた環境でも何かしらの不利を抱えており、それが今再生産されている可能性が高い。
(両親が離婚、親と離れて暮らした経験、親から暴力をふるわれた経験など)

○制度・施設の利用

- ・経済的困窮の度合い別に「制度や施設等を知らない」「手続きが分からない」の合計ではほとんどの項目で困窮層が高くなっている。
- ・最も必要とする層でありながら、「知らない」「分からない」がゆえに制度や施設にたどり着けていない。

イ 生活環境等と子どもの状況の相関関係

●「朝食を食べる頻度」と「授業理解度」の関係

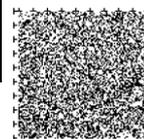
授業理解度 朝食を食べる頻度	よくわかる・だいたいわかる	半分くらいわかる	わからないことが多い・ほとんどわからない
毎日・ほぼ毎日食べる	78.8%	14.5%	6.2%
食べない	57.9%	26.3%	15.8%

●「学校の授業時間外の読書時間」と「自分に自信がある」の関係

自分に自信がある 学校の授業時間外の読書時間	あてはまる・どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない・あてはまらない
まったくしない	55.5%	42.2%
1時間以上2時間より少ない	62.9%	35.9%
3時間以上	61.2%	36.7%

●生活困難世帯での「近所での付き合いの状況」と「自分に自信がある」の関係

自分に自信がある 近所での付き合いの状況	あてはまる・どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない・あてはまらない
困ったときに内容によっては相談し助け合える	59.1%	40.9%
ほとんど付き合いがない	26.9%	73.1%



③調査結果から見える傾向

○生活環境

- ・経済的困窮の度合いが、子どもの家庭生活の基礎的な部分にまで影響を及ぼしている。
- ・子どもの生活環境を変えることで学習面での課題を克服することができ、貧困の連鎖を軽減することができる可能性がある。

○体験機会

- ・経済的困窮の度合いが子どもの習い事やクラブ活動、家庭での読書など様々な体験機会を規定している。
- ・読書やスポーツなど体験機会が増えれば、子どもの意欲や自己肯定感につながる可能性がある。

○社会的つながり

- ・経済的困窮の度合いが高いほど困っていることを抱えている人は多いにもかかわらず、それを相談できる相手が少ない。
- ・近所づきあいなど社会的つながりがあれば、子どもの意欲や自己肯定感につながる可能性がある。

○制度・施設の利用

- ・経済的困窮が高い層は、支援する制度や施設を最も必要とする層でありながら、「知らない」「分からない」がゆえに制度や施設にたどり着けていない。
- ・制度や施設につながることで、状況を改善することができる可能性がある。

(2) 子どもの生活実態調査（支援者ヒアリング調査）結果

①調査の概要

アンケート調査の補完調査として、子どもや保護者に関わっている関係機関等を対象にヒアリング調査を行いました。

【調査の概要と調査結果】

ア 調査対象

- ・生活環境が困難な状態にある子どもや家庭への支援等を行っている関係機関・団体
(主任児童委員、里親、学習支援拠点施設・フードドライブ運営団体、母子寡婦福祉会、庁内関係各課 など)
- ・子どもに接する機会が多い関係機関・団体
(保育所・幼稚園関係、学校、学童保育所、子育て交流プラザくるるん など)
計37団体

イ 調査方法 調査対象者である関係機関・団体を訪問し、ヒアリングを実施

ウ 調査期間 平成29年11月から平成30年1月まで

エ 調査結果

○世帯の状況

- ・ひとり親世帯、特に母子世帯が多い。このような世帯では、ダブルワークのケースなども見られ、日々余裕のない生活を送っている。

- ・精神疾患あるいは知的障害・発達障害の疑いがあるなど、精神的にも不安定で、生きづらさを抱えている方がおり、このような方々は、就労等も不安定で生活困窮に陥っている。

○子どもの状況

- ・生活リズムの乱れ、基本的な生活習慣の欠如、食生活の課題、必要な生活用品などに事欠く状況が見られる。
- ・保護者に十分にかまってもらえず、不安感や負担感が強く、情緒面での課題を持っている子どもがいる。
- ・学校では、不登校もしくは集団生活になじめない、学力が低いもしくは学習意欲に欠ける、落ち着きがない、問題行動等が見られるなどが指摘されている。

○保護者の状況

- ・保護者自身、生活リズムに乱れがある、金銭面での管理ができていない、子どもより保護者自身の都合を優先する、子どもの生活に関心が薄いなどの問題点が指摘された。
- ・頼る人、相談相手がいないなど、交友関係に乏しく、地域の中でも孤立している状況がある。

○制度サービスの利用

- ・生活に困窮していても、生活保護は車の所有を認められないため、申請をためらう人がいる。
- ・様々な支援制度やサービスがあっても、支援を受けることを拒む人や、制度の説明が理解できない、申請方法がわからないために支援につながらない人がいる。あるいは、支援を受けても、子どもの生活の改善につながっていないケースもある。

(3)「久留米市子どもの生活実態調査」の結果等に関する意見交換会の結果

①意見交換会の概要

子どもの生活実態調査の結果からみえる子どもの課題や貧困の連鎖を防止するための取組等について、子どもや子育て支援に関する活動を行う団体や機関による意見交換会を実施しました。

【意見交換会の概要と結果】

ア 参加団体

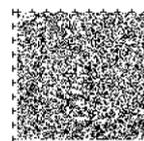
- ・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、学童保育所、子育て交流プラザくるるん、児童センター、ファミリー・サポート・センター、主任児童委員、児童養護施設、里親の会、フードドライブ運営団体、母子寡婦福祉会、生活自立支援センター
- 計15団体

イ 実施日 平成30年12月17日

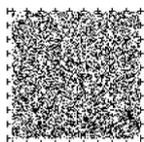
ウ 主な意見

○家庭環境と子どもの関係について

- ・衣食住に課題があると生活習慣も身につかない。そのような子どもは情緒が安定せず、友だちとの良好な関係が築きにくい。



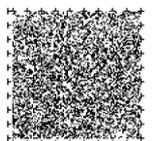
- ・不登校および不登校傾向にある児童は、生活実態や保護者が厳しい状況にある割合が高い。
 - ・保護者自身があまり学校へ行かなかったことから、子どもを学校に通わせる価値を見出せなかったり、保護者自身が自分の気持ちを伝えきれない場合がある。
 - ・家庭で親子の関わりが薄い、親子の時間が取れていない傾向が強い。
 - ・親や身近な人から大切にされていると感じることができない子どもは、学校に行くエネルギーを持ちにくい。
- 体験の不足について
- ・貧困の中には体験不足もあり、保育園や幼稚園、学校などそこでしかできない体験を豊かにさせることで家庭での生活体験を補うことができるのではないか。
 - ・塾や外での活動にはお金があるので、家の中で過ごさざるを得ない状況にある。
 - ・子どもには美術館を無料にする、秋だったら農業関係のイベントに子どもが参加できるなど、検討してほしい（土曜塾などもお金がかかる場合がある）。
 - ・児童センターの出前事業を地域のコミュニティセンターで行うなど活動の場を設定してほしい。
- 制度の理解について
- ・自分から制度利用の申込をできない、または制度を理解できない場合がある。
 - ・窓口に行っても言われていることがわからない、または自分のことを伝えられない人がいる。
- 制度やつながりに対する積極性の不足について
- ・困っている家庭と地域をつなげていきたいが、そうした家庭は自治会に入っていない。行事などに懸命に誘っても、困っている家庭は出てこないケースが多い。
 - ・経済的に困るといろいろなところにアクセスする力がなくなる。
- ひとり親家庭の状況について
- ・ひとり親家庭は保護者が忙しく、まともな食事ができない。体験に取り組むとなっても、お金がかかるので難しい。お金がないから関われない。
 - ・ひとり親家庭は、自分たちがひとり親家庭であることを知られたくない。
- 学歴との関係について
- ・生活自立支援センターの相談者には中卒か高校中退の方が一定の割合いる。
 - ・高校へ進学しないと社会との関わりがなくなり支援を受けられない状況がある。
- 支援者の寄り添い、つながりについて
- ・保護者に地道に寄り添い、話をする時間を大事にしていかなければならない。
 - ・子どもや子育て支援に関わる人達がつながりあってやっていかなければならない。
 - ・各施設・団体がつなぎ役として、各種団体へ相談して支援できることもある。
- その他
- ・ショートステイ里親制度で、校区に1人里親がいれば里親の家から通学できる。
 - ・大学生は卒業と同時に奨学金返済が発生するなど20代が大変な状況ではないか。
 - ・スクールソーシャルワーカーは、本人や保護者がいつでも気軽に相談できるという体制にはなっていない。例えば週1回は派遣して相談対応する、担任が保護者とつなぐということができればいいと思う。



第3章 計画策定の経緯等

1 計画策定の経緯

日程	内容
平成29年9月14日 ～ 平成29年9月29日	子どもの生活実態調査（アンケート調査）実施
平成29年11月 ～ 平成30年1月	子どもの生活実態調査（ヒアリング調査）実施
平成30年11月 ～ 令和元年10月	子どもの貧困対策庁内連絡会議における子どもの貧困対策推進計画の策定について検討
平成30年12月17日	関係団体等意見交換会 ・子どもの生活実態調査結果等に関する意見交換
令和元年12月 ～ 令和2年2月	子どもの貧困対策推進会議の設置 子どもの貧困対策推進会議における計画素案の検討
令和2年2月18日	久留米市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策推進計画素案について意見聴取
令和2年2月27日 ～ 令和2年3月27日	パブリックコメントの実施
令和2年5月12日	子どもの貧困対策推進会議 ・パブリックコメントの結果について ・子どもの貧困対策推進計画案について



2 久留米市子どもの貧困対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）及び子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定）の趣旨を踏まえ、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、久留米市子どもの貧困対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 子どもの貧困対策に関する実態調査・分析に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画の策定及び進捗管理に関すること。

(組織及び会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び構成員により組織し、それぞれ別表1に掲げる職員をもって充てる。

- 2 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第4条 推進会議の庶務は、別表2に掲げる職員で組織する子どもの貧困対策事務局において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

会長	子ども未来部次長
副会長	教育部次長
構成員	総合政策部 総合政策課長 総務部次長 協働推進部次長 市民文化部次長 健康福祉部次長 環境部次長 農政部次長 商工観光労働部次長 都市建設部次長 上下水道部次長

別表2（第4条関係）

事務局員	総合政策部総合政策課政策調整官 健康福祉部地域福祉課長 健康福祉部生活支援第1課長 健康福祉部生活支援第2課長 子ども未来部子ども政策課長 子ども未来部家庭子ども相談課長 子ども未来部こども子育てサポートセンター所長 教育部学校教育課長 教育部学校保健課長
------	--

